

奈良工業高等専門学校教育研究等支援事業基金規程

令和6年2月8日 制定

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、基礎力、専門応用力、協働力、社会貢献力の能力を身に付けた創造的技術者の養成に資するため、教育研究等支援事業基金（以下「基金」という。）を設ける。

(事業)

第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 教育研究活動への支援事業
- 二 国際交流活動への支援事業
- 三 課外活動への支援事業
- 四 産学官連携活動及び地域・社会貢献活動への支援事業
- 五 キャンパスの環境整備及び美化への支援事業
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業

(使途特定基金)

第3条 特定の目的に係る寄附を募るため、基金に使途特定基金を置くことができる。

2 前項に規定する特定基金の運営等に関しては、別途定める。

(寄附金)

第4条 基金は、目的に賛同する者より受け入れた寄附を原資とし、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び本校寄附金取扱規程により取り扱うものとする。

(管理運営)

第5条 基金の管理運営については、企画会議において検討するものとし、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の執行方針の決定及び方針に基づく管理責任部門の指名に関する事項
- 二 管理責任部門作成の執行計画及び使途特定基金設置に関する事項
- 三 基金の予算及び決算に関する事項
- 四 その他基金の管理運営に関する重要な事項

(管理責任部門)

第6条 管理責任者は部門長が務めるものとし、所掌する委員会において基金の管理及び

成果の公表に関する計画を定め、誠実に管理、執行及び企画会議への報告を行うものとする。

- 2 管理責任部門として基金の配分を希望するもしくは、管理責任部門に指名された管理責任者は、別紙様式1を企画会議に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 別紙様式1を承認された管理責任者は、毎年度終了後及び全執行期間終了後に、別紙様式2を企画会議へ提出するものとする。

(事務)

第7条 基金に関する事務の総括は総務課で行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

基金執行計画書

奈良工業高等専門学校長 殿

申請(管理)責任者
部門・役職
氏 名

基金の配分に関して、下記のとおり執行を計画しますので、承認願います。

記

名称	
貢献事業	
目的	
執行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
配分(希望)額	円
執行計画 ・ 使途	
特典の有無 内容	特典：有・無 内容：
特記事項	

(別紙様式2)

年 月 日

基金執行報告書

奈良工業高等専門学校長 殿

管理責任者
部門・役職
氏 名

_____年度における管理責任基金の執行等に関して、下記のとおり報告します。

記

名称	
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
執行金額	円
当該年度事業概要・実績	
主な執行品名・金額等	
次年度計画	